

明石市立ゆりかご園 「利用のしおり」

明石市立ゆりかご園利用契約書及び「明石市立ゆりかご園利用契約」重要事項
説明書とあわせてお読みください。

1 出席・欠席

- ・出席簿に出席される日のご記入を事前をお願いします。
- ・出席予定日の変更があれば、早めにお知らせください。
- ・当日に欠席される場合は、午前9時20分までに連絡をお願いします。
- ・リハビリのみで登園される場合も、出席扱いとなります。

2 送迎バス

- ・送迎バスは、ご自宅近く、もしくは最寄りの駅まで送迎いたします。
- ・交通事情等により、お知らせしたお迎え時刻よりも5分程度は時間が前後する場合がありますので、ご了承ください。10分以上時刻がずれる場合は個別に連絡をさせていただきます。
- ・登園時の乗車予定を変更する場合は、午前8時00分までに連絡を入れてください。

3 給食（実費負担あり）

- ・保護者の方で給食を希望される場合は、食材料の発注の都合上、基本的に1ヶ月単位でお願いします。
- ・給食のキャンセルは、当日の午前9時20分までです。その時間以降にキャンセルされた場合は、給食代と同額のキャンセル料をいただきます。
- ・食事に使うスプーン・お箸等は、各自でご用意ください。（保護者の方のお箸等はゆりかご園で準備致します）
- ・園児の食事については、アレルギー食、軟らかいご飯、刻み等相談しながら進めることが可能です。

4 保育のクラス

- ・年少組「りす組」 4月1日現在で、0・1・2歳のクラスです。
- ・年長組「うさぎ組」 4月1日現在で、3・4・5歳のクラスです。
- ・「ぱんだ組」 園児のみ登園のクラスです。

5 健康管理

- ・毎日、登園されたら体温を計り、医師の診察を受けてから保育やリハビリに参加してください。診察の際には、体調および内服薬などについてもお知らせください。
- ・毎月、身体測定をしています。

6 感染症にかかった際の登園について

- ・感染症の集団発症や流行を防ぐため、症状の回復後に登園される際には、医師の診察を受けていただき、指定の書類の提出をお願いします。

7 配付物について

毎月お配りする、ゆりかご通信、クラスだより、給食だよりの他に、行事の予定、知らせなどをその都度配付いたします。お返事をいただくものもありますので、園からの配付物には必ず目を通していただきますようお願いいたします。

8 水治療法（7月～9月、月2～3回、金曜日の午後）

- ・12時45分発のゆりかご園バスで、総合福祉センターのプールへ行きます。
- ・事前に参加確認をします。医師の診察後、健康状態によっては参加をお断りさせていただきます場合もあります。

9 避難訓練

- ・毎月1回避難訓練を実施しますので、万一のために真剣な訓練をお願いします。
- ・消防署の指導を受け、防火訓練を年1回実施しています。

非常時の対応	明石市立ゆりかご園消防計画により対応
防火管理者	副施設長 山本 貴世
消防用設備	・消火器 ・非常放送設備 ・シャッター設備 ・自動火災報知設備 ・誘導灯 ・ガス漏れ検知器

10 気象警報について

明石市に気象警報（波浪警報を除く）が発令された場合の対応は次のとおりです。

- ・午前7時の時点で警報が発令されている場合、自宅待機とします。午前9時半の時点で警報が解除された場合は、開園します。迎えの通園バスは運行いたしません。給食は通常通り提供し、送りの通園バスは運行します。欠席される場合はご連絡をお願いします。
- ・午前9時30分までに警報が解除されない場合は、休園となります。
- ・療育中に警報が発令された場合は、状況を見ながら降園等の判断をいたしますので、職員の指示に従っていただきますようお願いします。

11 防犯対策について

- ・正面入口、駐車場入口の門扉について
午前10時に両門扉を閉鎖します。園児の降園時間に合わせて職員が開門します。上記以外の時間に登園・降園される場合には、お手数ですがご自身で門扉開閉をしてください。門扉を開けた際には、必ず閉めていただくようお願いいたします。
- ・駐車場について
園庭芝生には公用車、装具搬入車両等を駐車いたします。
園児ご家族は駐車場スペースに停めていただくようお願いいたします。

12 その他

- ・兄弟姉妹が園児と一緒に通園する場合は、託児を行いますので、事前に担任までご相談ください。
 - ※1 リハビリのみで登園される場合にも、兄弟姉妹の同伴は可能で、託児を利用できます。
 - ※2 託児を利用する兄弟姉妹の健康状態により、託児をお受けできない場合があります。
- ・ゆりかご園は診療所も兼ねており、診療報酬の請求を行っています。
健康保険証を毎月確認させていただきます。
健康保険証が変わった場合等は、すみやかにお知らせください。
- ・児童通所サービス受給者証及び肢体不自由児通所医療受給者証の内容に変更があった場合等は、すみやかにお知らせください。
- ・身体障害者手帳又は療育手帳を取得した場合や等級が変更した場合は、お知らせください。また、申請のために診断書が必要な場合は、看護師にご相談ください。
- ・廊下・玄関・便所等の清掃はシルバー人材センターに委託しておりますが、給湯室・保護者控室等の清掃については保護者の皆さまにご協力をお願いします。

明石市立 ゆりかご園

〒674-0051 明石市大久保町大窪 2752

TEL 918-5574 FAX 918-5579